

青森県上北県土整備事務所管内 集団規定

R7.4.1現在

		1種低層	2種低層	田園住居	1種中高層	2種中高層	1種住居	2種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	指定なし	
絶対高さ制限【法55条】		10m (おいらせ町のみ12m)	10m		なし											
外壁の後退距離【法54条】		なし (注) 地区計画区域内は地区計画制限による【法68条の2】														
最低敷地面積【法53条の2】		なし (注) 地区計画区域内は地区計画制限による【法68条の2】														
道路斜線 (適用距離)	【法56条】	20m								20m						
(勾配)		1.25								1.5						
隣地斜線 (立上がり)	【法56条、 県H16告示】	なし			20m			31m								
(勾配)					1.25			2.5								
北側斜線 (立上がり)	【法56条】	5m			なし											
(勾配)		1.25														
建築協定【法69条～77条】		なし														
壁面線の後退【法46、47条】		なし														
日影規制【法56条の2、県条例13条】		対 象									なし					
対象建築物	軒高 > 7m又は地上階数 ≥ 3			建築物高さ > 10m			建築物高さ > 10m									
平均地盤面からの高さ	1.5m			4m			4m									
規制時間 (5m < ~ ≤ 10m)	4h			4h			5h									
(10m <)	2.5h			2.5h			3h									

(注)	地区計画を定めている市町村	三沢市	おいらせ町	七戸町	六ヶ所村
		大町	菜飯・牛込平	新駅周辺	尾駈レイクタウン北・沖付・千歳平・弥栄平・野附